

熊谷市は、平成 17 年 10 月及び平成 19 年 2 月に 1 市 3 町による 2 度の合併の後、平成 19 年 3 月に障がい者施策の基本的な考え方を示す「熊谷市障がい者計画」を策定いたしました。



本市では、「障害のある人もない人も、誰もが個人として等しく尊重されるところに支え合いながら、いきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指す。」という基本的な考え方で、この計画をもとにまちづくりを進めてきたところです。この度、この計画期間が、平成 28 年度で終了いたしますことから、平成 29 年度から平成 32 年度を計画期間とする新たな「熊谷市障がい者計画」を策定いたしました。

この 10 年の間、急速に少子高齢化が進展し、社会経済環境も大きく変化いたしました。さらに「障害者差別解消法」をはじめ、多くの障害者関連法令が施行となり、障がい者を取り巻く環境や制度も大きく変化しております。

今回、策定した計画は、こうした時代の変化にも対応しつつ、引き続き「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」という基本理念のもとまちづくりを進めていくものでございます。

今後も障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあい、地域の中で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、市民の皆様や地域と連携を図りながら障がい者施策を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、意見聴取に御協力いただきました関係皆様に心から感謝申し上げます。

平成 29 年 3 月

熊谷市長 高田 清

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の背景と趣旨 2
- 2 法令等の根拠及び計画の概要 3
- 3 計画期間 5
- 4 計画の策定体制 6

第2章 障がい者の現状

- 1 人口の推移 8
- 2 障がい者の推移 9

第3章 障がい者を取り巻く環境の変化

- 1 障がい者に関する制度 16

第4章 障がい者計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 24
- 2 施策の基本方針 25
- 3 重点施策 26
- 4 計画の推進体制 28

第5章 障がい者計画の施策展開

- 1 基本方針1 心かようやさしいまちづくり 30
- 2 基本方針2 いきいき暮らすまちづくり 37
- 3 基本方針3 すこやかに育むまちづくり 44
- 4 基本方針4 生きがいのあるまちづくり 51
- 5 基本方針5 安心・安全なまちづくり 55

資料

- 1 障がい者計画 第1次・第2次計画
体系別施策の対照・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- 2 障がい者計画（第1次）：後期体系別評価・・・・・・・・ 70
- 3 障がい者団体へのヒアリング内容と対応等・・・・・・・・ 76
- 4 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 5 熊谷市障がい者計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 83
- 6 熊谷市障がい者計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 86

※ 本計画における「障害」「障がい」の表記については、前計画において、策定審議会で検討の上、国の改革推進本部においても「障がい」の表記を取り入れていることや近年の状況をふまえ、固有名詞として「障害」を使用しているものを除き「障がい」と表記することとしたものを踏襲しました。